

社会福祉法人たちあおい 権利擁護・虐待等防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちあおい定款第1条に基づき法人が実施する事業(以下「法人事業」という。)の利用者の権利を擁護・推進を図るとともに、法人事業利用者(以下「利用者」という。)に対する虐待の根絶を期すことによって健全な支援を提供することを目的とする。

(個人の尊厳)

第2条 利用者は、その置かれた状況により差別を受けたり、同意に基づかない行為を強制されたり、暴力や侮蔑的言動を受けたりすることなく、一人の人格を有する人間として生活する権利を有する。

(プライバシーの保護)

第3条 利用者は、事前の具体的同意なくして個人のプライバシーを開示されたり、プライバシー開示について同意することを強制されたりせず、別途定める情報公開規程に基づいて、自己自身に関する情報にアクセスできるよう請求する権利を有する。

(自己決定権の尊重)

第4条 利用者は、常に自己の生活に付随する適切な情報を受け、職員の適切な支援のもとに、自己の望むことを自由に決定する権利を有する。

(個人の財産権)

第5条 利用者は、自己の保有する財産につき、利用者の同意なくして、職員による利用制限または利用者の家族その他の利害関係人による管理処分を受けない権利を有する。

(主体性の尊重)

第6条 利用者は、常に主体として尊重され、施設内での行事もしくは地域における活動の計画及び実行に関して、自由に参加し、自由に意見を述べる権利を有する。

(施設の配慮義務)

第7条 法人は、利用者の生命・身体・財産の安全に配慮し、利用者の人格・プライバシー・財産権が保証されるよう、常に適切な支援の在り方を工夫しなければならない。

(権利擁護)

第8条 法人職員は第2条から第7条定を踏まえ、利用者の権利擁護を推進するために各事

業所に定める運営規定に基づきサービス提供を行うものとする。

第2章 虐待防止

(対象とする虐待)

第9条 この規程において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対する、次に掲げる行為をいう。母子生活支援施設はるにおいては、母の子に対する行為においても適用する。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 利用者においせつな行為をすること又は利用者をしておいせつな行為をさせること
- (3) 利用者の心身の正常な健康を妨げるような著しい減食
- (4) 利用者の支援を著しく怠ること
- (5) 利用者に対する著しい暴言・言動
- (6) 利用者著しい心理的外傷を与える行為や言動
- (7) 利用者の財産を不当に処分すること、または利用者から不当に財産上の利益を得ること
- (8) その他施設長又は管理者が虐待と認める行為や言動

(利用者に対する虐待の防止)

第10条 法人職員は利用者に対し、第9条に規定する行為(以下「虐待」という。)をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第11条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、権利擁護・虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。

2 法人職員は、虐待を発見した際は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

第3章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第12条 本規程による虐待等防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待等防止対応責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は、施設長があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第13条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待事実内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い

- (3) 社会福祉法人たちあおい苦情対応規程第5条に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者(保護者も含む)及び第三者委員への報告
- (5) 法人職員への法人理念及び基本方針の徹底

(虐待防止受付担当者)

第14条 法人事業の利用者が被虐待に係る通報を行いやすくするため、法人に虐待防止受付担当者を2名配置する。

- 2 虐待防止受付担当者は、法人事務局職員があたるものとする。
- 3 法人職員は、虐待防止受付担当者の不在時に第5条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により被虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第15条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等の虐待通報受付
 - (2) 職員からの虐待通報受付
 - (3) 虐待内容、利用者の意向の確認と記録
 - (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者及び第三者委員への報告
 - (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告
- 2 第18条以降の「虐待通報者」は、通報者が法人職員及び第三者であっても「被虐待者本人及び保護者等」と読み替える。

(第三者委員)

第16条 第三者委員は、社会福祉法人たちあおい苦情対応規程第8条に定めた者とする。

第4章 虐待等止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第17条 虐待防止等対応責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図るものとする。

(虐待通報の受付)

第18条 虐待の通報は、文書、口頭により受け付けるものとする。

- 2 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を虐待通報の受付・経過記録書(別紙1)に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。
 - (1) 虐待の内容

- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員会への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待等防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立ち合いの要否

(虐待の報告・確認)

第 19 条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待通報受付報告書

(別紙 2)により、虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
- 3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、虐待通報受付報告書(別紙 3)によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第 20 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。
- 3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、話し合いへの立ち合いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を話し合い結果記録書(別紙 4)により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告書)

第 21 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、被虐待通報者に改善を約束した事項について、被虐待通報者及び第三者委員に対して改善結果(状況)報告書(別紙 5)により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から 30 日以内に行わなければならない。
- 3 虐待等防止対応責任者は、虐待等通報者が満足する解決が困難な場合には、各市町村の苦情相談窓口及び福島県福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介する等の必要な対応を行う。

(解決結果の公表)

第 22 条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を第三者委

員に報告する。

- 2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書に掲示する。

(虐待防止のための職員等研修)

第 23 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な法人研修を行わなければならない。

- 2 研修は、虐待防止啓発研修に限らず、全人的な人格・資質の向上を目的として研修を行うものとする。
- 3 研修は、保護者等に対しても行うものとする。

(虐待防止委員会の設置)

第 24 条 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置する。

- 2 虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の委員長は、施設長とし、委員は次のとおりとする。
 - (1) 事務局長
 - (2) 法人事務局職員
 - (3) 各事業所管理者
- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 虐待防止委員は、日頃より虐待等防止の啓発に努めなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第 25 条 虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、必要により成年後見制度の利用を利用者及びその保護者に啓発する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、議決のあった日（令和 5 年 3 月 9 日）から施行する。